

転出される方へ

【1】転入手続は新住所に住み始めてから14日以内に新住所地の役所で行ってください。

【転入届に必要なもの】

●転出証明書

マイナンバーカードまたは住基カードによる「特例転出届」をした方はそのカード

●マイナンバー個人番号カード（写真付）や

住民基本台帳カードのうち、お持ちのカード。

●代理人の方が手続きをされる場合は、代理人の印鑑（認印で可）及び委任状。

●来庁者の本人確認書類

例：運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、健康保険証、パスポート、身障手帳、療育手帳、在留カードなど。

【マイナンバーカード（個人番号カード）】



【2】新住所等が変更になった場合でも、そのまま転出証明書等を新住所地に提出してください。

【3】都合により転出を取りやめた方は、転出証明書等と印鑑を持参の上、転出取消の手続きを斜里町役場に行ってください。

※別紙の手続項目に該当する場合は、そちらの手続も忘れずに行ってください。

〒099-4192

北海道斜里郡斜里町本町12番地
斜里町役場 住民生活課戸籍住民係
(電話0152-23-3131)

【裏面もご覧ください】

マイナンバー関係の手続きについて

項目	転出先での手続き
① 通知カードを お持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ●通知カードは令和2年5月25日に廃止になりましたので 転出先に、持参する必要はありません。
② 個人番号カードを お持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> ●転入者全員の個人番号カードの提出が必要です。 (「個人番号カードの継続手続」を行います。) ●「継続手続」の際には、カード交付時に設定した<u>4桁や6桁以上の暗証番号が必要</u>です。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">※個人番号カードの継続手続についての注意事項※</p> <ul style="list-style-type: none"> ●転入日から14日以上経過してから転入届出した場合や転出予定日から30日以上経過した場合または転入届出日から90日以上経過した場合に、個人番号カードは廃止となります。 この場合は個人番号カードの再発行申請（有料）が必要です。 ●署名用電子証明書が必要な場合、転出先で申請が必要です。
③ 個人番号カードの 交付申請中の方	<ul style="list-style-type: none"> ●カードの交付申請を改めて行う必要があります。転出先の窓口にお問い合わせください。 ●改めて個人番号カードの申請を行う場合、通知カードと一緒に送付された交付申請書は使用できません。
④ 今後、個人番号 カードの交付申 請をする時は	<ul style="list-style-type: none"> ●通知カードとともに送付された交付申請書は使用できません。 ●交付申請書については住所地のマイナンバー担当までお問い合わせください。

手続き項目	斜里町での手続		新住所地での手続
印鑑登録	ウトロ支所 または 庁舎1階2番 戸籍住民係	転出(予定)日で廃鑑になります。 印鑑登録証(カード)をお返しください。	新たに登録の 手続きをしてください。
マイナンバーカード (個人番号カード)		手続きはありません。	新住所地で継続処理の 手続きが必要です。
国民健康保険		被保険者証を返還してください (世帯主が転出する時は、世帯全員分)。 *転出(予定)日で被保険者証は使えなくなります。	新たに加入の 手続きをしてください。
後期高齢者 医療被保険者証	ウトロ支所 または 庁舎1階3番 医療年金係	高齢受給者証をお持ちの方は「負担区分等の証明書」 の交付を受けてください。	「負担区分等の証明書」を 提出してください。
乳幼児医療受給者証		被保険者証を返還してください。	保険証交付の 手続きをしてください。
ひとり親家庭等医療費受給者証		道外へ転出する方は「負担区分等の証明書」の交付を受 けてください。	「負担区分等の証明書」を 提出してください。
重度心身障がい者医療費受給者証		受給者証を返還してください。 新住所地で所得・課税証明書を必要とする場合があり ますので、新住所地にご確認の上、1階6番税務課課 税係で交付を受けてください。	健康保険証(及び所得・課税 証明書)をお持ちの上、新た に手続きをしてください。
国民年金		手続きはありません。	年金手帳または年金証書を お持ちの上、 手続きをしてください。
介護保険被保険者証	ウトロ支所・ ぼると21・ 庁舎1階2番 戸籍住民係 のいずれか	被保険者証を返還してください。 介護認定を受けている方は「介護保険受給資格証明 書」の交付を受けてください。 *有効期限は転出(予定)日から14日以内です。	保険証交付の 手続きをしてください。 「介護保険受給資格証明 書」を提出してください。
チャイルドシート	ウトロ支所または庁舎 1階1番住民活動係	清掃した上で、返却してください。	新住所地の制度を おたすねください。
犬を飼っている方	ウトロ支所 または庁舎 2階6番 生活環境係	変更届を提出してください。	「登録鑑札」をお持ちの 上、 手続きをしてください。
オホーツク霊園		変更届を提出してください。 管理料の精算が必要ですので、お話をしてください。	新住所地で霊園の使用が 必要な方は、新住所地で おたすねください。
オートバイ等(125cc以 下)・軽自動車	ウトロ支所 または庁舎 1階6番 税務課課税係	ナンバープレートと廃車届を出してください。 軽自動車所有の方は、北見軽自動車協会に届出をして ください。	
児童扶養手当	ぼると21※ ウトロ支所または庁舎 4階6番税務課課税係	住所変更届を提出してください。 「児童扶養手当用所得証明書」の交付を受けてくださ い。 ※平成29年11月から不要となりました。	新住所地で 手続きをしてください。
児童手当	ウトロ支所または庁舎 1階4番児童育成係 ウトロ支所または庁舎 4階6番税務課課税係	喪失届を提出してください。 「児童手当用所得証明書」の交付を受けてくださ い。 ※平成29年11月から不要となりました。	
上・下水道	庁舎1階14番 水道課総務係	水道を使わなくなる3日前までに、使用休止届を提出 してください。届出が遅れると、使用していなくても 料金がかかります。	
公営住宅	庁舎2階7番 契約財産係	退去届を提出してください。 住宅料の精算が必要ですので、ご相談ください。	新住所地の制度を おたすねください。
保育園(所)	通っている 保育園(所)	退園届を提出してください。 保育料の精算が必要ですので、退園届出時に併せてご 相談ください。	
小・中学校	通っていた 小中学校	「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受 けてください。	教育委員会で 手続きをしてください。 必要書類：在学証明書 教科用図書給与証明書

※ぼると21：斜里町青葉町40番地2(0152-22-2500)

【裏面にも重要なことが書いてあります。忘れずにご覧ください】

町税・料等の納付・口座振替手続きを忘れていませんか？

町税・料等について完納されていない方は、今後の納付相談をするため、1階6番（収納係）にお寄りください。滞納となりますと、転出先において、斜里町から引き続きご連絡を差し上げることとなります。

また、町税等の口座振替依頼をされている方は、1階6番（収納係）にお寄りください。

転出届をただけでは、口座振替は廃止になりません。口座振替廃止をご希望される方は、預金口座振替異動届書を提出ください。（提出がない方につきましては、引き続き口座引落しが継続となります）

斜里町での手続き	手続き項目	新住所での手続き
町税・料等納付 お忘れの方	1階6番（収納係）に 連絡ください	
町税等口座引落しを ご利用の方	1階6番（収納係）に 連絡ください	新たに手続きを してください

●転出後の町税・料について

- 町道民税は、1月1日現在の住所地で課税されますので、転出した年については斜里町に納付していただくこととなります。
- 固定資産税は、所有する土地（建物）等の資産に対して課税されますので、資産を有する方につきましては、引き続き納付していただくこととなります。
- 軽自動車税等については、登録所在の市町村で課税されますので、異動手続きをし忘れのないようにお願いします。
- 国民健康保険料・介護保険料は、転出する前月までの分を納付していただきます。

町税・料の課税に関することにつきましては、1階6番（課税係）までお問い合わせください。

●問合せ先

北海道斜里郡斜里町本町12番地

斜里町役場総務部 税務課 収納係
// 課税係

電話 0152-23-3131